

第1回竜王地区地域審議会会議録

■日時

平成24年5月16日(水)

14:00～15:30

■場所

甲斐市役所 竜王庁舎 本館4階 委員会室B

■会議次第

- 1、開会
- 2、会長あいさつ
- 3、企画政策部長あいさつ
- 4、報告事項
 - ① 甲斐市他人の子もほめて叱る運動について
 - ② 「第28回国民文化祭・やまなし2013」について
 - ③ 自治基本条例について
 - ④ 平成24年度甲斐市主要事業について
- 5、その他
- 6、閉会

■出席者

(ア) 出席委員〔7名／7名〕

(イ) 事務局

土屋企画政策部長、有泉秘書政策課長、藤本生涯学習文化課長
秘書政策課総合政策係：石合係長、石原主査、小澤主査

1、開 会

[秘書政策課長]

ご苦勞様でございます。本日は、公私共にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。会議を始める前に皆さんであいさつを交わして会議に入りたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。相互に礼。ただ今から平成24年度第1回竜王地区地域審議会を開催いたします。

それでは、始めに三澤会長あいさつをお願いします。

2、会長あいさつ

皆様こんにちは。大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。今日は、今年度の日本列島の状況でございますが、天候不順ということで、外国並みに竜巻が発生するような気圧配置に見まわっておられるような状況でございます。本日は平成24年度の第1回の竜王地区地域審議会になりますけれども、協議事項は、主に甲斐市の主要事業等ございまして、これらの事業執行によりまして、竜王地域のさらなる活性化と、また、地域の振興に繋げていく重要な施策であると考えております。本日はよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

3、企画政策部長あいさつ

[秘書政策課長]

ありがとうございました。続きまして、企画政策部長の土屋部長よりごあいさつをよろしくお願い申し上げます。

[企画政策部長]

改めまして、皆様こんにちは。私は4月から企画政策部長を仰せ付けられました土屋と申しますよろしく願いいたします。あいさつとのことですので、一言ごあいさつをさせていただきます。ご承知のとおり地域審議会は、合併時に計画いたしました「新市建設計画」の変更及び執行状況に関する事項について、審議、答申する機関でございます。現在、新市建設計画は、平成18年に甲斐市総合計画を作成いたしまして、甲斐市総合計画にその新市建設計画を受け継ぐ形で施策を展開しておるところでございます。皆様方にはその施策、事務事業等につきまして、現在の進捗状況、現在の内容についてご審議をいただきたいと考えております。今回は、新年度の第1回目でございますけれども、内容といたしましては、平成24年度からの新たな取り組み、教育の面で課長さんも来ていただいておりますが、新たな取り組みといたしまして「他人の子もほめて叱る運動」そのようなキャッチフレーズとしておりますが、これらの説明、それから、平成25年から国レベルの文化の祭典なのですが「富士の国やまなし国民文化祭」、これが、去年は京都、来年は山梨、順番は全国で持ち回りとなっておりますけれども、その話が煮詰まってきたということで、この状況の説明をさせていただきます。それから後、私共の課に係ってきますけれども、来年度へ向け、準備をしておりますけれども「自治基本条例」、協働のまちづくりをしていくということでの基本的なルール、そういうことを示すということなのですが、この自治基本条例についての今、準備作業をしています。この辺の所についての説明をさせていただきますと思っております。また、この条例につきましては、多くの皆様にご意見を今後、お伺いしながら策定をしていきたいとこんなふうに考えておりますのでよろし

くお願いします。これから議題に入るわけですが、地域の实情に詳しい委員の皆さんの視点で、市の施策につきましてご意見、ご提言等をいただけますようよろしくお願いいたします。

[秘書政策課長]

ありがとうございました。それでは、協議に入る前に本日出席しております職員の紹介させていただきますと思います。今あいさつをいただきました土屋企画政策部長です。次に本日の報告案件のなかで他人の子もほめて叱る運動及び国民文化祭の担当課長の生涯学習文化課長の藤本です。次に事務局の秘書政策課総合政策係長長の石合です。同じく石原です。同じく小澤です。

それから私、秘書政策課長の有泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは会の進行につきましては、甲斐市地域審議会条例第8条第3項に基づきまして三澤会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

4、報告事項

①甲斐市他人の子もほめて叱る運動について

[会長]

それでは、ご指名いただきましたので、進めさせていただきますと思います。まず4、報告事項の①甲斐市他人の子もほめて叱る運動について藤本課長から説明をお願いします。

(生涯学習文化課長、資料に基づき説明)

[会長]

ありがとうございました。ただいま藤本課長から説明を受けた内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

[会長]

ございますでしょうか。無いようですので進めます。

②「第28回国民文化祭・やまなし2013」について

つづきまして、②第28回国民文化祭・やまなし2013について担当課長から説明願います。

(生涯学習文化課長から資料に基づき説明)

[会長]

ただいま藤本課長から説明を受けた内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

[企画政策部長]

先に事務局からよろしいでしょうか。今、藤本課長に説明していただきましたが、4ページにあるのがプレ事業、3ページが本番の来年度事業ということで書いてありますけど、山梨県全体でするものですから、今はここに甲斐市だけの事業が出ていますが、県全体、例えば甲府市では何をやるかというようなことがどのようにPRされていくのか。折角ですから、地元のものをご皆さんに見に行き、応援してもらいたいのが一点とそれと甲斐市の朗読フェスティバルとかダンスとか創作ミュージカルとかがどんなことをやるのかがある程度煮詰まっているのでしたら、プレ事業をやるそうですから、例えば、ミュージカルでどんなテーマで、誰が、例えば子ども達がやるのか。その変の所を教えていただければ内容がわかりやすくなると思

ます。

[生涯学習文化課長]

お手元にパンフレットが行っていると思いますが、県内の事業については書かれているかと思いますが。この事業につきましても、7月に文化庁で承認されて決定する形になりますので、まだ、今のところ案となっておりますが、ほぼこの形でいく予定でございます。これにつきまして、募集等にかかる部分については、文化庁のほうで一括して国へ流していただくことになっておりますので、市といたしましては、先ほど説明させていただきましたが、4番の広報宣伝活動にあります。市だけでなく県内の情報も流していきたいと考えております。朗読につきましても3会場で行われます。竜王図書館につきましては、大人一般向けに山梨県を舞台にした作品の朗読となっております。敷島総合文化会館で行われる朗読につきましては、一般向けで子どもを中心とした発表の場となっております。小中学生、高校生、大学生の読み手を募集してそこで行われます。双葉につきましては、山梨大の朗読劇を行う形となっております。ダンススポーツフェスティバルにつきましては、子どもから参加できるアマチュアダンスの競技会となっております。これはスポーツの関係となっておりますので、一般的な社交ダンスだけではなく、違う形の競技会になるようですので、そこで大会を行って1位、2位等を決める形となっております。フラメンコとか子どもダンス等の発表も行っていただきます。創作ミュージカルになりますが、これはウイングシアターを中心に行っていただきまして、県内、全国からも募集をして、山梨に関連した創作性溢れるミュージカルという形になります。詳しい内容につきましては、今、企画委員会でつめておりますので、また、全部きちんとなった時にお話をさせていただきたいと考えております。

[企画政策部長]

ウイングシアターは、日本航空高校の所にあります。道路際に建物がありますけど、あそこで、ミュージカルを双葉ふれあい文化館を使って、子どもさん達と一緒にしています。結構、全国的にも最近、有名な先生もいたりしまして、活動としては非常に活発なところですよ。今回、文化祭で甲斐市の出し物という時の一つのミュージカルの部門で、その方々の力を借りたり、人をあちこちから集めたりと非常に評判がいいミュージカルができるのではないかと期待されているようです。

[委員]

応援事業とプレ事業とありますが、どう言う風に理解したら良いですか。

[生涯学習文化課長]

朗読発表会で、今回、前段として、敷島公民館で子ども達を中心に朗読の講習会をしております。その発表会ということで、国民文化祭実行委員会が主催する事業ではないという形なので、それを応援するという形で応援事業としております。プレ事業は、国民文化祭実行委員会が係った事業としております。11月23日の朗読発表会につきましては、山梨芸術文化協会の主催事業となりますが、国民文化祭実行委員会としてもそれに携わって、運営を一緒にさせていただく形となりますので、プレ事業とさせていただきます。

[企画政策部長]

来年に向けての予行練習をいろいろな団体がしていきますが、そのなかで、実行委員会に係

る事業とその団体に任かしている事業で応援事業とプレ事業と2種類の言葉を使っています。

[委員]

今、何度か事務局から、応募とか募集との話がありましたが、主催事業への応募なのか、募集なのか。参加する人達の募集のどちらですか。

[生涯学習文化課長]

例えば、小学生吹奏楽フェスティバルがあるのですか、このフェスティバルについては、市からも1、2の団体が出て、後は、全国から募集をかけてそこへ出ていただく形になります。朗読フェスティバルについても、そこで朗読の発表する方を募集する形になります。それは甲斐市で募集するわけではなくて、文化庁がまとめて全国へ募集をかける形になります。

[委員]

そうしますと全国に募集すると開催の場所に一般の方が見に来たりします。その参加人員数の把握はできますか。会場によっては席が決まったりしていますが、そういう把握はどのようにいたしますか。

[生涯学習文化課長]

参加人数で切るわけにはいかないですが、どれくらい来てくれるかは応援とかプレ事業で様子を見ていきたいと考えております。竜王図書館では、歩く時間が掛かりますので、シャトルバス用意していきたいと考えております。

[会長]

出席者の確認の方法がありませんね。

[生涯学習文化課長]

ないです。

[委員]

だけど、私は、昨年度、一昨年と、視察に行っていますが、京都の朗読のところへいきましたが、特別入場制限はないし、そんなに大勢の方がいるわけではなくて、興味がある方とか、出演者の関係の方くらいでした。だから、私たちも朗読を聞いてきましたが、そんなに会場が座われなくて困ることはありませんでした。開会式だけは、全部入場制限がありまして、入る時も非常に厳しくチェックされて、皇太子殿下が見えるので、前もって申し込みがあった人達だけしか入れないといったことが、開会式の事業のなかではありました。

[委員]

もう一点いいですか、商工会の立場からお聞きしたいのですが、こういう開催の会場があると人がたくさん来ますので、特産品の出展等、商工会では考えたいと思いますが、そういうことは可能でしょうか。

[生涯学習文化課長]

今から国のほうで事業の許可が通れば、商工会へお願いにいきたいと考えております。テントで販売とかPRもぜひお願いをしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

③自治基本条例について

[会長]

つづきまして、③の自治基本条例につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

(総合政策係長、資料に基づき説明)

[会長]

ありがとうございました。事務局から説明を受けた訳ですけれども、これにつきましては、委員の皆様からご意見、ご質問等あると思いますので、出していただきたいと思いません。

まず、私からですけれども、このスケジュールなんです、来年の9月1日施行目途にということではちょっと期間が短いような気がしますが、いろいろなこういう経過を経て、結果的には議会の議決を経て施行になる訳ですけれども、新しく作る訳ですよ。なにか国の指導やサンプルはあるのですか。

[総合政策係長]

自治基本条例の制定にあたっては、国の関与、県の関与は全くございません。あくまでも自治体の考え方に基づいて作るというものです。

[会長]

甲斐市として、一つの条例を作る訳ですよ。新しく作るということで大変だとは思いますが、基本的なものをどの程度入れていくのか、そんな点でスケジュールがちょっときついかと思います。

[委員]

アンケート調査による意向調査がありますが、図式を見ると、最初にアンケート調査から始めて、市民の意見を取っていくということですよ。

[総合政策係長]

実際に5ページや6ページの説明を市民の皆さんにお示しして、自治基本条例の中身はこのようなものですが、皆さんはどんなふうにお考えですかとアンケート調査を行ったとしても、なかなか明解な答えが返ってこない気がしますので、この辺はある程度骨子が示された段階で、そういうものをお示しして、それに対する感想などを出していただく形でアンケートを実施したいと考えております。

[会長]

基本条例のマニュアルみたいなものが出て、それによってある程度、全国の市町村がばらばらという訳にはいきませんから、ある程度統一した基本条例を作っていくということになるかと思えます。そういうものが出て、どういうものが含まれるのか出てこないね。

[総合政策係長]

先進自治体の条例を見ても内容については、ばらばらです。中身としては、5ページにあります①から⑩に記載されている内容が、ほとんどの自治体のまちづくり条例に網羅されています。この配列や言い回しはばらばらです。ある程度甲斐市としての考えを反映させていかなければなりませんし、甲斐市のまちづくりの基本となる条例ですけれども、上位法である国の法律を超えた記述はできませんし、あくまでも甲斐市の中でのまちづくりの基本条例ですので、国の上位法を超えた形で、甲斐市はこういうことをやりますよとか、そういう記述は当然できませんので、バランスを考えながら内容については進めていきたいと考え

ております。

[委員]

このアンケート調査は全市民が対象ですか。

[総合政策係長]

パブリックコメントは広報やホームページで当然流しますし、パソコンがない方もいらっしやるかと思いますので、いろいろな機会を通じて、骨子をお配りしてご意見を頂くという形をとっていきたいと思います。

[委員]

各戸に行わなければ後から知らなかったという形で条例が作られたという事になるのではないですか。

[総合政策係長]

最終的には、パブリックコメントを実施しますので、広報誌に載せますので、それで周知できるかと思います。その前段として、このような会や機会を通じて、骨子をお配りして、いろいろな方から意見を頂戴していきたいと考えております。

[委員]

基本的には基本条例ですから、甲斐市においてはこういうものは把握してやっている訳ですね。

[企画政策部長]

骨格の準備はすでに担当で行っていますから、本日はお示しする形がありませんので、分かりづらいかと思います。

[委員]

大幅に変わる問題ではなくて、基本的なものを制度にすることですね。

[委員]

アンケートを取ることによって再認識したり、意識を高める意味ではアンケートは必要だと思います。

[委員]

せっかく取るアンケートがどれくらい活かされるかということで、アンケートする意義があると思います。意見をどう反映させていくかが重要である。

[会長]

どのようなことを内容としていくか、基本条例に収めるのか、ある程度出ないと、いきなりアンケートをしても、何を質問しているか分かりませんので、ある程度素案が出て、そういうものを題材にアンケートをしていくことだと思います。

[秘書政策課長]

基本的には、自治基本条例という堅苦しい名前になっていますが、今まで行政を運営してきた中で、それぞれの行政の中に、市民の方々が行っていたことや行政が行っていたことは、自然とルールのものがありました。それが今まで明文化されていなかったところを、それぞれの自治体の特色もって、この取り決めを、市民の方々と行政がお互いに理解するような形のものを作りましょうというのが、この条例の目的です。会議資料

にもありますように市民の方々の権利だとか、行政の役割、議会の役割というものは、今まで市民の方々はそれなりのイメージで持っていた訳ですけれども、それを文章化しようということです。その中でこういう形で文章表現しますよとか、こんな形で取りまとめます、この部分はこんな形で市は考えますというようなことを、市民の方々のご意見をアンケート形式なり、広報によりお聞きするという形になります。この中で作り上げた最終的な素案を再度お聞きして、最終的な条例の提案を作るという流れになります。今のところ素案の素案的なものを固めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

[総合政策係長]

記載する内容は全く当たり前のことです。市民の皆さんはこういう権利があるんですよ、反面こういう責任を負うんですよ、行政の責務はこういうものです、議会の責務はこういうものです、個人情報というのはこういうことに努めなければいけませんよとか、今ある既存の条例や自治法に定められているような部分を、一つの市の条例に全体的に網羅するというもので、読んで難しいということは全くありません。

[委員]

たとえば、今、個人情報の言葉が出ましたけれども、個人情報保護法の基に非常に動きが悪くなるのがたくさんありまして、今後防災を進めていくにあたって、高齢者の個人情報、身体障害者の個人情報、学童の名簿これも既に個人情報という形で作れなくなっているというところで、甲斐市でそういうものに対する、どこまでを個人情報として守っていくか、それは開示する必要がありますよということもある訳だから、そういうことを条例に入れていただけるものと考えてよいのか。民生委員の会長もいらっしゃいますけれども、何かにつけて個人情報という形で民生委員が持っている情報が、区长にも出してはいけませんとか、私たちに押し掛かってくるものが多くて、災害時に個人の民生委員が何人もの独居の方々の名簿を書かれても全員の方々の所に駆けつけられる訳ではない。現実にはそれを主張されると動きがとれない、しかしながらそういう方々の安全は確保しなければいけないという中で、非常に動きが不自然になっていって、これから防災の対策会議の中でも非常に問題になってくると思います。そういうものをこの条例の中に入れていくという形で思っても良いのか。

[総合政策係長]

その関係は、市で個人情報保護条例が作ってありますので、その中での運営になります。今おっしゃいました、たとえば個人の方の生命とか財産とか身体に影響が及ぶというような特殊なケースに関しましては、本人の承諾をもらった中で開示や提供をしていくという決まっていますので、自治基本条例ができたから個々の条例の制約を緩めるということとはできません。あくまでも、国に法令があります、それを受けて市で条例を作っていますので、個別の案件につきましては、それぞれの条例の範囲での運用になりますけれども、この基本条例は、もっと包括的な仕組みみたいなものを謳った条例ですので、突っ込んだ部分に関しての記述はほとんどありません。

[委員]

個人情報につきまして、何か間違っていて皆さんにいろいろ情報が流れているようですが、

たとえば防災に関する氏名を出す場合は、国の内閣府で認められているわけです。ですから、皆さんの命や財産を守るというのは、個人情報を出しても良い。内閣府から個人情報についてのいろいろな条件などを取っていただいて、もう一度市役所でもそうですが、私たちが勉強していかなければいけないなど思っております。特に災害で、防災について決めるのに個人情報が邪魔になっておまして、皆さん助けなければならない人のことも集めてこれない。その点もう一度市民の皆さんも個人情報について勉強をし直さなければならぬなど、そういうことも市の方でしていただければありがたいと思います。

[会長]

個人情報も使い方によると思います。公共の福祉とか、その人のためになることで使うなら、個人情報を使わないと事業が進まない。今、話が出たように、災害発生時に一人世帯で一人しかいない場合、そういう家庭についてはピックアップして名簿をもらわないと助け合いができない。だれが一人であるか全然分からない。市である程度個人情報を把握できますので、その使い方にあると思います。公共の福祉に使うのであれば、そっちが優先すると思います。そういう考えでいく必要があると思います。一つの例ですけれども、郵便局に手紙やはがきなどを出しますけれども、それはその人個人の住所が分かっているから郵便物が到達する訳です。それを他へ使わなければいいと思う。それを悪利用しなければいいと思う。市役所は特に市の住民を統括していくということになると、個人情報の集まりを基にして、それによって事業を進めていくことになろうかと思えます。使い方によって保護条例に違反はしないと思います。

④平成24年度甲斐市主要事業について

他にご質問等ございますか。無ければ先に進みたいと思います。それでは、続きまして

④平成24年度甲斐市主要事業につきまして、事務局から説明をお願いします。

(総合政策係長、資料に基づき説明)

[会長]

ありがとうございました。事務局から説明を受けました内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

大変事業の数が多い訳ですけれども、これは全部でいくつあるのですか。

[総合政策係長]

ここに掲載している事業は、主要事業として141事業です。総事業費で2500万円以上であるとか、一定の基準を満たしている事業を拾い上げたものです。当然金額的に満たないとかこれ以外の事業もたくさんあります。

[会長]

金額だけで無しに、やはり主要事業というものは金額が少なくてもある訳ですね。

[総合政策係長]

金額で分ける場合と政策的に分ける場合と新しい事業ということで掲載しております。

[企画政策部長]

追加いたしますが、竜王地区で東保育園の建替えを行いますと先ほどお伝えいたしました。建替えということで予算計上していますが、東保育園はケーヨーホームセンターの

北側にありますが、住宅の密集地にありまして、いろいろと送迎の親御さんたちが行っても駐車場が無いということで、ご近所の方もいろいろと大変だと思います。今回、建替え事業ということで、本来はその場所で建替えて新しくするということですが、東保育園は、場所を移動します。ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、東側に竜王東小学校がありまして、その北側に竜王東児童館があります。その児童館に隣接した土地が求められる、ご協力いただけると、農地と貸家の戸建の住宅もありますが老朽化ということでよろしいということで話がつきまして、東保育園はそっくりそちらに移転して、前面に道路も付いていまして、直線の道路に沿った日当たりもよろしいということで、そちらに移転して今年度造ることに取り掛かるという予算が付いたということを補足させていただきます。

あと一つ、市民窓口課や人事課からも委員さんの意見を聞ければということで、私が言われたことがあるのですが、新館を造って、初の試みとして窓口フロアマネージャーを置きましたが、皆様方でフロアマネージャーの姿とか、関わったとか、見たとかで何かご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

[委員]

得てして役所は固い雰囲気があるけれども、入口がデパートのような柔らかい雰囲気だと思います。

[委員]

待っているだけではなくて、積極的に話しかけられる。

[委員]

実際に何回か利用していますが、とても親切に快く書き方から何から指導してくださいました。早く短い時間でそういう手続きができとても感じが良かったです。

[委員]

周りの甲府市とか行きますけれども、甲斐市が最高です。これだけ教育されたのは素晴らしいと思います。

[企画政策部長]

市の職員が初めからあれだけできれば理想的ですけれども、建物を造る時にも、あそこで本館と新館の大きな横長の建物になってしまうという中で、いろいろな分りにくいことが、一箇所にとめて全部できるのですよって言ったんですけれども、右に左に行く、一般的に多くの証明物とか、どうするかをワーキングで考えました。

[総合政策係長]

新館を建てる時に、新しい窓口形態を導入したほうが良いということで、総合窓口を導入するという方向で、いろいろな先進自治体等を見学に行く中で、フロアマネージャーというものをワンクッション前に置きまして、あの人たちがお客さんを誘導することにより、総合窓口が生きてくるということも、いろいろな自治体で聞きました。そういうものを職員を中心としたワーキングでいろいろ検討する中で、導入した方がいいのではないかという結論に達しまして、こういう形で今運営をしいる状況です。

[会長]

番号札を取ることで、前後にならないで、来た順に処理してもらえるのは良いことである。

[委員]

新館は明るくて、窓も大きいから、窓口もすぐに分かるんですけども、古い方が課の看板が暗いんですね。良く見て行かないと、課の看板がもう少し分かるといい、節電でということとは分かりますが。

[企画政策部長]

節電もありますが、分かりづらいというのは良くないですね。

フロアマネージャーが好評だった話もありますけれども、看板が分かりやすい工夫ができないかということも、併せて所管に話をしておきます。

[会長]

主要事業のほうはいかがでしょうか。なければ先に進めたいと思います。

以上で報告事項は終了させていただきます。

続きまして、5、その他に入ります。全体を通じまして皆さんから何かご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

5、その他

(総合政策係長、参考資料と甲斐市チャレンジデーの説明)

[会長]

ありがとうございました。チャレンジデーについては、2回目の対戦ということでよろしいですか。前回は勝利したということですね。

[企画政策部長]

開催については、3回目となります。昨年、同じ柏原市でしたけれども、対戦の予定が震災の影響で、対戦方式ではなくてパートナー形式として穏やかな形で行いましたが、今年は対戦で行います。市としても勝利したいと願っております。

[会長]

今年はがんばって、勝利する年だと思いますので、5月30日ですから、いい結果が出せるようにご協力をお願いいたします。

[委員]

以前に東日本の災害地のがれきを甲斐市が受け入れるという形で新聞に載りましたが、それ以降、がれきの受入れをしてるのかどうか、進展はありましたか。

[企画政策部長]

新聞社からの質問に対し、協力すべきと回答しましたが、甲斐市は、がれきを燃やした後の最終処分場がございません。ご承知のとおり、峡北と中巨摩の2箇所には焼いてもらっている。甲斐市が受け入れるということは、その2箇所で燃せるだけの能力があるのか、また放射能の量の測定をどうするのか、燃やした後の最終処分灰を県内に捨てる場所が無い。受け入れて燃せたとしても、処分ができずそこで止まっていて、受入れはできていません。

[委員]

現地の方々は大変ですね。何も進まないということですね。

[企画政策部長]

先ほどのことと、放射能のことと、それを2つのことが問題であり、それから県外持ち出しの問題もあり、県知事も発言しましたが、各自治体の気持ちも分かるし、絆ということもわかるけれども、残念ながら現実的に山梨県で最終処分ができないということで、これを持ち出すということになると、受入れをこちらから要請していくのは、国がやっていたら、放射能の諸般の事情により非常に難しく止まっている状態です。

[会長]

最終処分場が自分の所に無ければ、最後のところになって、その灰を持っていくところが無いとなれば困りますね。

[企画政策部長]

峡北が長野県に長年お願いしており、中巨摩が茨城県にお願いしていますが、がれきの焼却灰については止まっています。

[会長]

甲府市も止まっている訳ですか。

[企画政策部長]

甲府市は自己処理なので基本的に受けると思います。でも搬出先は見つけなければなりません。本市は、中巨摩広域、峡北広域の両方に関わっていますから、その構成市町の全てが受け入れの合意ということもなければできません。さらに焼却の能力があるのか。処分先が見つかるのか。気持ちの他に、様々なステップがあります。

[委員]

独自の焼却場がないだけに、甲斐市の結論がでないんですよ。

[生涯学習文化課長]

国で山梨県はまだ待てという指示みたいです。

[企画政策部長]

山梨県にはそれ以上の総理大臣の強い要請は出さないということになったそうです。

[委員]

市として他の面でいろいろと災害地に協力したほうが良い。

[会長]

他にございますか。無いようですのでその後は終了したいと思います。

[秘書政策課長]

その他の質問も委員さんからございませんので、事務局からご連絡いたします。地域審議会は年に二度ないし三度の予定をしております。次回の開催を本年の秋頃、10月ないし11月に開催したいと思っております。それぞれの委員さんも、竜王地区の問題、課題がございましたら、こういう機会の中で提案していただきたいと思ひますし、先ほど申し上げました主要事業の竜王地区の進捗状況等も中間報告ないしは最終報告的な形でご連絡ができるかと思ひます。秋頃にあるということをご了解をいただきたいと思ひます。

[会長]

次回の審議会は、10月ないし11月頃、2回目を開催したいということですのでよろしくをお願いします。

[会長]

それでは以上で、報告等終わりましたので、ここで閉会の言葉を渡辺副会長をお願いします。

6、閉会

[副会長]

私たちの身近な生活に大変重要な問題をここで審議していただきまして誠にありがとうございます。子どもに対しましても、なかなか親の言うこと聞かない、学校の先生の言うことを聞かないという、大変子ども自体の育て方をどんな風にしたらいいかなと、まず第一に周りの人たちがほめて育てるということを取り上げていただきまして、子どももほめて育てるんですが、その子どもを育てている親も地域の皆様が関心を持って、ほめて育ててやって欲しいなと思っております。子どもが学校におきまして、本当に先生方が熱心にご指導いただいてありがたいなと思ったり、先生方が気の毒だなとも思います。どうも親の方があまりしっかりしていないということがありますので、子どもと親がほめて育てていかなければいけないなと思います。

また、私たちの身近に関するいろいろな重要なことなんですが、地域へ政治的なものが入ってくるということは、私たちも一生懸命に勉強し、話を聞きながら、自己責任があるんだということを、市民の人に伝えていかなければならないんだと、今全体を見ましても、おんぶにだっこことところが市民の方もいるものですから、そのことも伝えながら私たちの事業をスムーズに進めていけるようになりまして、竜王地区がなお一層住み良いまちになっていければなと思っております。今日はお忙しい中誠にありがとうございました。

[秘書政策課長]

どうもありがとうございました。相互に挨拶を交わしてこの会を閉じたいと思います。

相互に例

午後3時30分閉会